

## 指導要録の保存期間とそれを原簿とする諸証明の発行期間について

区分		平成5年度以前入学生徒の 指導要録	平成6年度以降の入学生徒の指導要録	
			様式1	様式2
保 存 期 間		20年間	20年間	5年間
生徒指導 要録を原 簿とする 証明書発 行可能期 間	成績証明書 ・ 調査書	卒業後20年間発行可能		卒業後5年間発行 可能
	単位取得証明書	卒業後20年間発行可能 (特例により発行期間の延長 可能)	卒業後20年間発行 可能 (特例により発行期 間の延長可能)	

- 注(1) この場合の特例とは、次に該当するものに限られる。  
         職業資格の取得の際に単位修得に関する証明が必要な学科の卒業生  
         中途退学者
- 注(2) 卒業生が指導要録の保存期間を過ぎた後に大学、短期大学、専修学校等への進学を希望した場合、調査書等を発行することができないが、これによって受検者が不利になることがないように、文部科学省が大学等に一層の徹底を図っているところである。